使用料・手数料の改定等

1　改定等の趣旨

使用料・手数料は、基本的に、サービスと受益が明確に対応するような事務事業に関し、住民間の負担の公平を図る観点から、コストを負担していただくものです。

このため、以下の考え方により、使用料・手数料の料額の改定及び新設を行います。

2　改定等に当たっての考え方

- 原則として２年以上改定を行っていないものを調査し、改定の対象とします。
- 料額は、原価を基本としつつ、国や他団体、類似施設の料額などを勘案しながら設定します。
- 現行料額と原価との間に著しい乖離が見られる料額については、原則、倍率 1.5 倍を限度として改定を行います。

3　対象条例等の数及び影響額（一般会計）

区　　分	対象条例等の数	影響額(億円)	
		初年度	平年度
料　額　の　改　定	4	△　０．１	△　０．１
料　額　の　新　設	6	１．９	１．９
合　　計	１０	１．８	１．８

４　主な改定等項目

（１）料額を改定するもの

○ 介護支援専門員の研修に関する手数料

受講試験問題作成事務手数料	1,800円	→	1,400円

○ 都立公園の施設使用料

潮風公園第一駐車場（１箇所・月額）	7,674,400円	→	7,665,900円

○ 海上公園の施設使用料

お台場海浜公園二号駐車場（１箇所・月額）	1,910,700円	→	1,873,800円

（２）料額を新たに設けるもの

○ 体育施設の利用料金（上限額）

海の森水上競技場

第二艇庫棟　艇庫（月額）	専用使用	1,275,000円
	個人使用	15,000円

○ 霊園施設の使用料

雑司ケ谷霊園　一般埋蔵施設（１㎡）	2,008,000円

○ 漁港施設の利用料

船舶給水施設（１㎥）	828円